

千葉県DV防止・被害者支援基本計画及び千葉県困難な問題を抱える
女性支援基本計画の統合に向けた基礎調査結果
(女性支援・DV被害者支援関係機関・団体へ向けた調査)

1 困難な問題を抱える女性支援について

(1) 困難な問題を抱える女性(※)に関する最近の傾向や課題等について、ご回答ください。【支援機関・団体としての視点からご回答ください。】

※ ここでいう困難な問題を抱える女性とは、生活困窮やDV、家庭関係の破綻等の様々な困難な問題を抱える女性(そのおそれのあるを女性含む)をいいます(以下、「困難女性」といいます。)

事 項	困難女性への支援に関する、傾向や課題等
傾 向	困難女性への支援に関する、最近の傾向など(把握していることがあれば) ● 家族(配偶者、パートナー、親、子など)からの暴力、ハラスメント等から逃げたいという人が増えている。 ● 医療に繋がっていないだけで、実は知的に低かったり、発達障害を含む精神疾患が潜んでいたりする場合がある。 ● 精神的、心理的な負担を抱えてメンタルが不安定な方からの相談が増えている。 ● 本人自身が知的・精神面に障害を抱えていたり、同伴する児の発達に問題があったりと、複合的な困難さを抱えている事例も増えてきており、関係する窓口が多岐に渡り、結果、支援がなかなか進まなかったり、時には支援方針の見直しを迫られるなど、支援自体の困難さが増している。 ● 発達障害は疾患として社会的認知が進んでいる背景もあり、相談者から相談時に「発達障害です」と申し出を受けることが増えた。 ● 高齢女性からの夫と離婚したいが経済力が無く、自立できないという相談が多い。 ● 当地域は、高齢化率が高いため、DV以外の家族間や近隣とのトラブルなど日常生活上の相談が多い傾向にある。 ● 若い年齢で妊娠し、結婚離婚を繰り返す方や、未婚で出産する方が多い傾向がある。 ● 性被害を受けているケースが増えている。 ● 性暴力や性被害による生きづらさは数十年続く場合があるが、ワンストップセンターなどへの相談は緊急性なしとされ、女性相談支援窓口でもそのしんどさが伝わりにくく、面接相談にまで至らないことが多いようだ。 ● 困難な問題を抱える女性の親も、困難な問題を抱える女性であることが多く、生活困窮・DV・家庭関係の破綻等、家庭環境の負の連鎖を断ち切ることができない。 ● 家族滞在で在日している外国籍女性がDVにより避難するケースが増えている。 ※その他、相談者自身が困窮しているケースの相談が多い。

課 題	困難女性への支援に関する課題 ● 行き場所の無い方について、女性サポートセンターのハードルはまだ高いと感じている。 ● 自治体は、市営住宅や県営住宅を用意しているが、足りてない。単身女性の生活困難者への入居について、もっと枠を拡げ、より入居しやすい環境整備が必要ではないか。 ● ひとり親家庭の収入の安定を図るための就労支援を行う必要がある。 ● 男の子を持つ母が入れるシェルターが少ない。 ● DV避難者ではあるが、当事者と支援者の相互の安全性を守るため、どこ程度の精神疾患の避難者の受け入れや支援をするのか、今後も課題となる。 ● 若年女性については特に転々と居所を変えるため継続的な支援が難しい。 ● 一時避難や保護を本人が望んでいるが、支援施設を利用するまでの案件ではない場合の一時的に心身を休め落ち着かせる場所の確保ができない。 ● 携帯電話を含めた電磁機器については、個々の状況に応じて使用を検討することとされているが、加害者の追及を恐れ、秘匿性を必要とするDV被害者と、秘匿性を必要とせず、通信や外出の自由を求める者とを同じ場所で保護することに限界がある。秘匿性の度合いにより複数の場所を運用するサテライト型の一時保護所開設がもっとも現実的と感じる。制度整理や予算、人員の確保が必要。 ● 精神疾患について専門知識を必要とする場合、女性相談支援員が対応することが難しい。求められる支援が多岐に渡るため、女性相談支援員の能力向上。 ※ その他、相談員の人員不足が課題である等の意見がある。
他の支援機関との連携	困難女性支援に関する、他の支援機関との連携状況と課題 ● 市役所の各窓口との連携には個人情報の保護の点で難しさがある。 ● 行政からステップハウスに入所を依頼された場合、生活保護のワーカーはDV支援に関して知識がないことも多いので、女性相談支援員にフォローをお願いしたい。 ● 連携後の支援の仕方について、マニュアル化されていないことが多く、十分な連携を図ることが出来ない。 ● こどもがいる場合、こどもに関わる機関との連携も必要となり更に支援機関が増え、連携も難しくなる。 ● 民間団体や医療機関との連携にあたり、現場や各自治体の裁量や都合に任せるのではなく根本的な法整備が必要と感じる。 ● 困難女性の対応依頼をした連携先で、児童虐待に焦点を当てた支援をされ、困難女性が置き去りにされてしまうことがある。女性相談支援員がいない自治体が多いことに起因していると考えられる。 ● 土日や長期休暇等における官民連携が難しい。 ※ その他、支援を行う上で、既に他の支援機関・団体等と連携できているとの回答も多くある。

(2) 相談者・入所者(※)が不便や不安に感じていること、望んでいることについて

ご回答ください

【必要に応じ相談者等に聞き取りを行ってください。】

※ ここでいう相談者・入所者とは、生活困窮やDV、家庭関係の破綻等の様々な困難な問題を主訴として各機関・団体で相談対応した女性及び一時保護(委託含む)した女性並びに入所した女性をいいます(以下、「相談者等」といいます。)

事 項	相談者等が不便・不安に感じていること、望んでいること
住 宅	転宅先(アパート、公営住宅等)の選定及び転居後についての不便・不安・望むこと(以下「不安や希望等」という。) ● 生活保護を受給していることで、アパートの入居を断られたり(地域格差がある)、審査が通らなかったりするなど、選択肢がかなり狭められてしまう。 ● 仕事やこどもの通所・通学について、見知らぬ土地で、ひとりで生活できるか、支援者がいるか。 ● 県営公営住宅の空室を優先的に斡旋、解放してほしい。 ● ペットを連れて避難したい。 ● 地域の実情、自治体の相談窓口、担当者との関係など不安が多い様子が見られる。 ● PTSDを抱えている女性は、音や声に敏感で、ちょっとしたことで不安や恐怖を感じやすい。保証人の問題で、借りにくい問題もある。退所後も数年単位でアフターフォローができる仕組みを望んでいる。 ● DV被害者であることにそもそも理解を示してくれる大家が少ない。(入居時の保証人、追及の危険性など) ● こどもの学区を変えたくないと希望される方が非常に多い。 ● 悪いのは加害者なのに、なぜ自分が環境を変えなければならないのかと訴える相談者が多い。 ※ 見知らぬ土地で生活していくことへの不安や公営住宅の倍率の高さを問題視する声、DV加害者ではなく被害者がなぜ避難しなければならないのかという不満、こどもの学区等の環境を変えたくないとの要望が多い。 転宅費用・家賃についての不安や希望等 ● 生活保護を利用することもあるが、車を手放すなどの制限を受けることになる。 ● 転宅後に就労による収入増で生活保護が打ち切られた後の家賃支払いに関して、十分な事前の説明がないと、滞納のリスクがある。 ● 年金から家賃を払っている。更新の際のまとまったお金がなく、更新できない。 ● 子が中高生の場合、転校に伴い、制服の買い替え費用の問題も生じてくる。 ● アパートの保証人がいないので契約できない。 ● 行政での貸付金があるとよい。公営住宅に優先に入居できる

	システムもあるとよい。 ● 生活保護を申請しないでぎりぎり頑張っている人を応援する給付金などがあればいいのと思う。 ● 生活保護申請時にアパートが決まっているが家電、布団がなく困ってしまった。その場合一時的な家電費用を出してもらえると助かる。 ● 生活保護により扶助される家具什器費が少額。避難先での生活が成り立たず破綻する一因と感じる。 ● 生活保護受給を提案する場合があるが、親族に問い合わせが入ることを理由に拒否される方が多い。 ● 就労していないので、転居したくても転居費用を借りられない。 ● 経済的搾取により転宅費用が捻出できない。 ※ 所持金や預貯金が少なく転宅費用を捻出できないことや、生活保護所受給したとしても金額が十分でないことを不安視する声が多い。 その他（例：外国籍に係る不安や希望等） ● 生活保護世帯で母が外国籍だと、保証人が立てられなかったり借りられる物件がなかなか見つからなかったりして、公営住宅への転宅しか選択肢がないのが実情。 ● 外国籍（夫は日本人）の相談者が在留資格の問題で夫のもとに戻らざるを得ない。 ● 数日泊まれるところを探してほしい（無料・低料金）。 ● 仮放免中でも住める部屋を支援してほしい。 ● 在留資格が家族滞在の場合、離婚成立とともに国内に居られなくなる。在留資格変更手続きには数か月単位の時間を要するうえ、変更が出来るかも不明。
就 労	就労先（就労場所、就労条件等）の選定についての不安や希望等 ● 同伴児が乳児～小学生程度の場合、就労時間に必然的に制限がかかる、突然の体調不良等による欠勤等、1馬力ならではの悩みや不安がある。融通の利く就労となるとやはり短時間のパートとなってしまう、生活保護を抜け出せるほどの収入が見込めない。 ● 無料の訓練や講習など利用したいが、情報を自分では探せない。 ● DVでパートナーと離れ、家を出た場合、職場からも遠くなり通勤できない。やっと決まった仕事を辞められない。 ● 接近禁止命令などで、加害者が職場に来られないような仕組みを強化してほしい。 ● 精神的な不安を抱えているため理解をしてもらえる就労先がなかなか見つからない。 ● 昼職をしたいが朝起きられない、体調が安定せず夜職の仕事しかできない。 ● 個々に合わせた就労プログラムや支援体制の充実が必要。そのためは、行政の専門的人員確保や支援事業における予算の見直しなども考えていく必要がある。 ● 精神疾患、知的、外国籍、就労経験などによって就労先の選択が難しい。就労できたとしても続かない場合が多い。 ● 発達障害があり、自分の希望する職につけない。 ● 求人募集の正規雇用枠を探す、都市部と雇用件数や形態が

	異なり、「有資格者」という条件もあり、資格がないと難しい状況。 ※ 仕事と育児の両立や、精神面に問題を抱えた上での就労への不安がよく聞かれる。 賃金についての不安や希望等 ● パートでは生活が成り立たないが、正職員になれない（年齢、条件等）。 ● 家賃を払ってこどもを育てていけるだけの収入がない。 ● 資格取得などに対する、入所者に直接渡る補助金の仕組みがあると、より高い賃金の職場に入れると思われるので、そのような仕組みも欲しい。 ● 就労支援や細やかなサポートを望んでいる。 ● 収入が増加することで児扶等手当が受給できなくなる葛藤。 ※ 正規雇用で働きたいが、年齢や就労条件等の面からそれが難しいケースが多いようである。 その他（例：就労に係る健康・体調への不安、子育てとの両立に係る不安、外国籍に係る不安や希望等） ● 外国籍の女性の場合は、言葉の壁が大きい。入所中に日本語学習支援も行うが、日本語のみの職場内でコミュニケーションできるほどの日本語力がつくとは到底言えず、退所後に自力で就労先を探すことが困難。 ● 十分な生活費や養育費を受け取れない上、子育ても自分 1 人で背負い、メンタル的に具合が悪くなる相談者もいる。 ● 人間関係が上手く築けないので仕事がなかなか続かない。それで精神的に病んでしまい仕事を見つけるまで時間がかかる ● 8時間労働は体力的につらい。 ● 体調面や育児のために在宅ワークを希望される方がとても多い。 ※ 就労した際の人間関係に不安を抱いている場合が多いようである。
こども	こどもの健康（通院、DV被害の影響等）についての不安や希望等 ● こどもが親の為に本当のことを言わない。こどもの気持ちを聞き取る期間の充実。 ● 子に特性がある場合、避難による環境の変化についての不安。 ● DV被害の影響等でこどもの精神が不安定（気持ちが落ち着かない状況）になっているので、心理的にケアしてもらえる機関を紹介してほしい。 ● 面前DVにより、子が大人男性に怯えてしまうことがあり不安。 ● こどもの定期的なカウンセリングをして欲しい。学校以外でも長期間無料で。 ● 公立の病児保育（交通至便な地域）を増やしてほしい。 ● DV被害のトラウマ治療を専門で行う病院に通院したい。 ● 被虐待児はむしろ避難後に問題行動を起こすことが多々ある。それらに母親だけで対応出来るか。 ● 暴力的な父親を見て成長したこどもが暴言を吐くように

	なった。 ※ 面前DVがこどもに与える心理的な悪影響やそれによる精神疾患を不安視する声や、こどもの医療面でのケアを求める声が多い。 こどもの養育・教育（保育所・学校の選定、学校等のDVへの理解、登下校時の安全等）についての不安や希望等 ● こどもの養育に関しても、適切な関わりかた（愛着形成）を自身が体験してこなかったケースも多く、こどもの発達段階に応じたメンタルサポートを求める声も多い。 ● 学びの機会や教育に係る経済的な不安がある。 ● 親の都合で転園、転校することは子供の生活環境、友人関係が変わるのでかわいそうに思う。 ● 勉強がついていけず、不登校になりそうだが、塾代の支援や補講学習を担ってくれるところがあるとよい。 ● 加害者が子にとって十分な養育費の支払に応じてくれるか。子との面会交流等条件に出された場合どのように対応すればよいか。 ● DV被害を受けているが、こどもの学校を変えたくない。転校させたくない。 ● たまにDV避難であることを申出ても「父親がくれれば子を引渡す」という保育園・幼稚園・学校があり、被害者が不安になるケース有り。学校の先生方にDVの理解がないこと。 ※ 教育現場にDV避難についての理解を求める声や、経済的な面の不安を訴える声が多い。 その他（例：高校等への進学に係る経済的な不安や希望等） ● 高校を転校する場合、学校の選定が難しい。 ● 低所得、生活保護の世帯が多く、私立への進学は無償化とは言えその他経費が公立より嵩むため、経済的な理由で断念せざるを得ない状況となっている。さらに大学等への進学は同様にハードルが高く、高校を卒業すると就職するしか選択肢がない。 ● 現在は、高等学校等就学支援金制度が全世帯を対象に行われているので、経済的な問題はかなり軽減している。 ● 経済的な不安から公立高校の入学希望者を子に持つ相談者が、母子寡婦福祉資金貸付制度を利用したいということで相談に来るケースが増加傾向にある。 ● 高校に進学する際の入学金の準備が難しい世帯が多い。 ● 奨学金の利用はできるのか。 ※ DV等による避難により子の教育費の捻出が難しく、子の将来の選択肢を狭めてしまっていることが分かる。
生活資金 (貸付等)	生活保護の受給、社会福祉協議会等の貸付についての不安や希望等 ● 生活保護費の算出方法や収入認定に関する算定（児童手当、児童扶養手当等との兼ね合い）や反映される支給月等、仕組みが複雑で理解が難しい。 ● 社協の貸付は、総合支援資金等かなりハードルが高いので、現実的にはなかなか難しい。

	● 高校の入学金が払えなくて、母子父子・寡婦福祉資金を借りようとしたが、時間がかかるため断念した。 ● 生活保護を受給していることを、こどもに説明したくない。そのことで、こどもがいじめにあうのではと心配。 ● 行政区間を超えるケースでどこが対応するのかなどが不明な場合がある（住民票は東京だが千葉の方で相談に来るなど。）。 ● 車が無いと生活できないという理由で、生活保護を希望しない方が多い。 ● 金銭管理ができずに生活困窮しているので、貸付を希望したとしても返済のめどが立たない ● 社会福祉協議会の貸し付け金額ではDV避難の準備に繋がられない。 ※ 貸付は審査に時間がかかったり、そもそも審査が厳しかったりして利用のハードルが高いとの指摘や、地域によっては生活保護を受給すると自家用車を所有できなくなり生活に支障が出るため生活保護の利用がためられる、といった意見がある。 離婚によるこどもの養育費についての不安や希望等 ● 弁護士を通して養育費を請求することがあるが、将来にわたって支払いを受けられるか不安。 ● 調停を申し立てても、希望した額を受け取れず、貧困に陥ってしまう相談者もいる。 ● 養育費を受け取っているひとり親は少ない。養育費に対する無料相談を増やしていく必要がある。 ● 養育費はほしいが、元夫との協議は避けたいため、交渉を諦めている。また共同親権によって今後どうなるのかと心配している。 ※ 離婚の際に養育費支払いの取決めをしても、きちんとそのとおりに支払われるのか不安視するケースが多い。また、子との面会交流等を支払いの条件にされることを懸念するという意見もある。 その他 ● 日々の生活で精一杯でなかなか貯金ができない。児童手当を貯金に回したいが、そんな余裕もない。
健 康	怪我、病気についての不安や希望等 ● 「自身が病気やケガで入院等治療が必要となった場合、こどもをどこに預ければ良いか分からない」という不安は大きい。 ● 受傷しても大事にしたいため、警察に相談したくない。 ● 親の扶養に入っているので、保険証を使うと通知により家族に居場所が想定されてしまう。 ● ひとり親なので、万が一の時支援してほしい（すぐにこどもを預けられる場所が欲しい）。 ● 働かないと給料がもらえないので、多少具合が悪くても出勤したり、こどもも保育園に行ってもらったりしている。その結果、本格的に体調を崩してしまうことがある。 ● DVによる転居を考えたときに、現在通院している病院の転院

	手続きや病院の選定に時間がかかる。 ● 暴力による受傷があっても行動監視及び制限、経財的縛りにより医療機関の受診が困難。 ※ 本人が体調を崩したりした際のこどもの処遇について心配する意見が多い。 D V等による体調不良についての不安や希望等 ● 男性に対する恐怖心や不信感、狭い場所や大きな声への極度の緊張や恐怖等、社会生活に困難を感じることもあり、フラッシュバックへの不安も大きい。退所後の社会生活の中で生じる心理的不調に対して、気軽に相談できる相談機関の必要性を感じる。 ● 精神的な不安が別居、離婚後も続く P T S D の症状があるという訴えがある。 ● D V等での体調不良や精神疾患は、はた目には分かりにくく理解してもらえないことが多い。 ● 加害者を受診させたい、加害者は発達障害なのではないかと話す方が多い。 ※ D V等による P T S D やフラッシュバックに悩まされているという声が多い。また、パニック障害により公共交通機関を利用できないという訴えもある。 その他（例：医療費の支払いに関する不安や希望等） ● 大きな病気をした時の支払いの不安が大きい。その時は仕事ができないのでその先の仕事や、お金の不安。 ● 保険分は「ひとり親医療費助成」で負担は軽減されるが、保険外負担（入院時の室料差額等）が大きい。児扶手が全停止だと医療費助成が利用できない。 ● 子が高校卒業した際（18 歳に達する）ひとり親家庭等医療費助成制度の対象外となり、本人や子が持病のため通院するも医療費が嵩み、生活が苦しくなる。 ● 避難中でこどもの健康保険証が加害者の扶養に入っている場合、使用することで居場所が分かってしまう不安がある。 ● 精神的・経済的 D Vを受けている場合、「受診させてもらえない」。
追 及 （ D V や ストーカー 等の場合）	自分とこどもの安全確保（自宅、職場、学校、加害者に関する事等）についての不安や希望等 ● D Vから逃れて安心安全な生活が送れるようになると、加害側からの追及に対する危機感が薄れる傾向にあり、通信機器で不用意な S N S への投稿や親族、知人への連絡等、自身で安全を脅かす行動を起こすこともある。 ● D V被害者とこどもの安全確保のための関係機関の情報共有。 ● ニュースで、離婚後に D V加害者が殺人事件が起こしたことを聞くと、やはり何年たっても気を緩めてはいけないと思う。 ● D V加害者のプログラムが当事者にとって厳しいプログラムと聞いたことがある。寄り添い型のプログラムやカウンセリングを

	して欲しい。 ● DV被害者が、外出、通信制限を受け2次被害にあっている状況を何とかして欲しい。 ● 登園、登校時の連れ去りに対する不安を訴える方が多い。 ● 通学先、就労先を変えることに大きな抵抗がある。 ● 避難をしても子の通う学校に加害者が来てしまう事の不安。 ※ なぜ被害に遭った方が避難しなければならないのか、と憤る声がよく聞かれる。 その他 ● DVやストーカーに関して、もっと社会の理解が広がってほしい。DV被害者にも落ち度があるような偏見を感じる。 ● 必要な資金を利息や保証人無しですぐに借りられるシステムがあると相談者が避難する場合に生活困窮を支援できる。
その他	今、一番受けたい支援。また、今後受けたい支援、要望など（今後、相談者等に必要支援等に関する意見等） ● もっと弁護士へ気軽に相談したい。また費用についてもどうにかしたい ● しっかりと話を聞いてほしい（子供も親も）。 ● 孤立を防ぐため、地域の子育て支援事業（園庭開放、学習支援、こども食堂等）のさらなる充実と、情報の末端への周知徹底を希望する。 ● 家族が多く、高齢者、障害者が複数存在するようなケースでは、ケースワーカーを専属で、専門性のある人に担当してもらえるよう配慮できると良い。 ● 専門家のカウンセリング。加害者プログラムに繋がられる制度づくり。 ● DVで避難する方に、シェルター以外で数日泊まれるところを案内するための情報がほしい（無料・低料金）。 ● 給付金・貸付金の金額が足りない（増やしたい）。 ● 地域での支援ネットワークが偏らず、資源の特徴や理解がさらに図られることが望ましい。 ● ホテル代の負担や敷居の高くない一時宿泊できる場所。 ● 加害者側への対応、加害者更生等出来ないのか。 ● 自立に向けた漠然とした不安があるので、順序だててやるべきことを教えてほしい ※ 加害者プログラムの受講が必要であるとの訴えや、数日間宿泊できる施設・制度があるとよいとの意見が複数あった。

(3) 相談体制等に関することについてご回答ください。

- ① DV被害者や困難女性が相談機関に相談しやすくするためには、どのような取組が必要だと思いますか。(複数回答可)【回答者数：35】

	選択項目	回答数	%
①	電話、SNS、対面など、相談できる手段が複数あること	32	19.0
②	匿名で相談できること	26	15.5
③	土日・祝日にも相談できること	26	15.5
④	市町村による配偶者暴力相談支援センターの設置数の増加	23	13.7
⑤	同性の相談員に相談できること	21	12.5
⑥	行政機関閉庁後の時間帯に相談できること	19	11.3
⑦	同じ境遇の人と交流できること	14	8.3
⑧	その他(具体的に)	7	4.2
		168	100.0

※「その他」の内容

- ・相談先の周知 ・今すぐ避難したい人向けのシェルター
- ・専門知識と相談スキルのある相談員の増員 ・同行支援の実施
- ・市町村の女性相談支援員の設置の義務化 ・相談員の資質向上
- ・女性相談支援員の増員

- ② 困難女性のための居場所について、利用しやすくするためにどのような取組が必要だと思いますか。(複数回答可)【回答者数：35】

	選択項目	回答数	%
①	土日にも利用できること	27	11.3
②	広く周知されていること	26	10.9
③	内容に関わらず相談ができ、利用できるサービスなどにつながってもらえること	25	10.5
④	夜間にも利用できること	25	10.5
⑤	イベントや講座の開催などにより、気軽に立ち寄るきっかけがあること	23	9.7
⑥	数日程度宿泊ができること	23	9.7
⑦	時間内であれば自由に過ごすこと(読書、勉強、おしゃべり、体を休められるなど)ができること	19	8.0
⑧	生理用品などの日用品や軽食などの提供があること	17	7.1
⑨	一人で過ごせる空間がある(少人数制)こと	17	7.1
⑩	同じ境遇の人と会ったり、話したりできること	16	6.7
⑪	学校の長期休暇中に続けて利用できること	15	6.3
⑫	その他(具体的に)	5	2.1
		238	100.0

※「その他」の内容

- ・ 専門性のある女性相談支援員を全自治体に早急に配置してほしい
- ・ DVサバイバーの場合、まずは相談員との信頼関係が必要。安全安心がなければ、そもそもイベントに参加できないと思う。
- ・ 民間支援団体の開拓 ・ ペットやこどもの同伴が可能なこと。

③ 相談を受ける職員に必要なサポート（研修の機会、セルフケアなど）がありましたら、ご回答ください。

- ・ 隣接する多分野に関する研修。
- ・ 支援者が受けるストレスや業務の困りごとなどを相談できるサポート体制（スーパーバイズやカウンセリング、セルフメンタルケア講座の案内等）も必須であるとする。
- ・ より専門性の高い研修等があれば情報提供いただきたい。

2 DV被害者支援等について

(1) 男性相談者(※)についてご回答ください。

【該当する機関・団体のみご回答ください。】

※ ここでいう男性相談者とは、DV被害を主訴として各機関・団体で相談対応した男性をいいます。男性からの相談に対応した実績のない機関・団体については回答不要です。

事 項	男性相談者について
主 な 相談内容	DV被害について ● 妻の浪費と育児放棄、相談者への罵倒、モラハラ等精神的DV。 ● 自営業を営む妻から、運転資金として金融機関からお金を借りるよう言われる。あたかも夫からDVを受けているかのような言動をし、その様子を隠れて撮影・録音していた。 ● 外国人の男性が日本人の女性から暴力を受けて、けがをして病院を受診したとのこと。その後、男性のシェルターを探したが見つからないという相談。 ● DV被害により離婚調停中で親権を取りたい。 ● 外国籍男性。妻が子育てをせず相談者が生活費を担い育児も家事も行ってきたが、妻の両親も一緒に攻撃してくる。 ● 相談者の収入についての文句や暴言。「稼ぎが悪い」等。 ● 子に会わせてもらえない。 ● 経済的DV（自身の収入を妻に握られてお金がない）。 ● 妻が子を同伴して実家へ戻り、子に会わせてもらえないのはDVであると主張。 ● 子の面前での暴力行為をやめさせたい。 その他 ● 妻が離婚後、自分にストーカー行為をしてくる。 ● 子の監護権について。 ● 育児放棄。 ● 父親からの身体的暴力
主 な 対 応	男性から相談があった際の主な対応 ● 避難したいという人（こどもも）をシェルターで受け入れ。 ● 傾聴や意思確認、民間シェルター案内。 ● 必ず2名で対応する。それ以外は女性からの相談と変わらない。 ● 女性相談支援員しかいないため、女性対応でも問題ないか確認する。男性対応を希望した場合は、男性相談専用の相談先をお知らせしている。 ● まずはご自身の安全の確保として、ホテル等を検討するよう提案。 ● カウンセリング。 ● 支援措置の手続きを案内する。 ● 場合によっては、男性職員の同席、待機をお願いする。 ● 勤務先への出張相談、警察署・市役所への同行支援、法律相談援助、市及び勤務先との情報共有（被害者の勤務先から相談が

	あったため)。 ● 加害者のなりすましの可能性も念頭におきながら情報を出しすぎないように対応する。 ※ 基本的には女性相談と同様に傾聴等の対応をしつつ、必要に応じ男性相談窓口を案内することが多いようである。また、加害者のなりすましであることも注意して対応するという回答も多い。
課 題	相談機関・団体として課題と感ずること ● DV被害者は女性（母）だけとは限らず、その割合は少ないとしても男性（父）が被害者というケースも存在する。母子生活支援施設に父子世帯を入所させることはできないため、父子生活支援施設の設置も必要ではないかと感じる。 ● 男性が避難できる施設が極端に少ない。 ● 男性を対象とした相談機関が少ない。 ● 男性対応の知識が十分ではないため、男性対応の研修をお願いしたい。 ● 男性の相談員がいないため、対面での対応は難しい。 ● 男性のDV被害者が増えている。 ● 可能性は低いですが、妻も被害者として相談に来てしまった場合の対応方法について。 ● 「男性被害者に対する施策がない」と批判されたことが何回もある。 ● 加害者による追及行為に発展する可能性を踏まえた組織内連携・シミュレーション。 ※ 男性が相談・避難できる施設が少ないことを課題と感じているとの回答が多い。

（２）DV加害者対応についてご回答ください。

【該当する機関・団体のみご回答ください。】

※ ここでいうDV加害者とは、DV加害を主訴として各機関・団体で相談対応あるいはカウンセリングその他の対応を行った者をいいます。性別は問いません。DV加害者に対応した実績のない機関・団体については回答不要です。

事 項	DV加害者対応について
主 な 相談内容	DV加害について ● 妻へ暴力をふるってしまい、現在は妻と子どもたちは避難しているとのこと。暴力をふるったことを反省しており、治療を受けたいとの相談。 ● 加害者更生プログラムを受けたい。 ● どうしたらDVをやめられるのか悩んでいる。 ● DV加害により、妻が子供を連れて出ていき、連絡が取れない。 ● DV加害により、離婚調停中だが、妻の訴えに納得がいかない。 ● 精神疾患がある女性。パートナーに暴力をしてしまい、やめる

	ことができないという内容。 ※ DV被害により配偶者が避難してしまい、連絡が取れず困っているという相談や、加害者プログラムを受講したいという相談等が一定数あるようである。
主 な 対 応	DV加害者への主な対応（相談の終結の仕方、つなぎ先について等） ● 医療へつないだ。 ● 男性相談窓口へ繋ぐ。 ● 変わろうとする意志がある方へは民間の更生プログラムを案内。 ● 突然の来所や電話が繰り返されたが、傾聴での対応を重ねたことにより感情の鎮静に繋がり、終結。 ※ 加害者に対しては、話を傾聴したり、男性相談窓口や加害者プログラムを案内したりすることが多い。
課 題	相談機関・団体として課題と感ずること ● （男性の場合）相談機関の数が女性に比べて圧倒的に足りない。 ● 県内に更生プログラム実施団体・機関がない。 ● 夫婦各々が当センターに相談した場合、どちらへも肩入れできないし、同じ相談員が対応することは問題がある。

（３）民間支援団体（※）におけるDV被害者支援等についてご回答ください。

【民間支援団体のみご回答ください。】

※ ここでいう民間支援団体とは、DV被害者からの相談対応やシェルターの運営
その他支援等を実施する一般社団法人や特定非営利活動法人その他民間の団体
をいいます。

① DVの被害者を支援していく上で、必要性を強く感じている事項（複数回答可）

[被害者支援]

<緊急避難対応> 【回答者数：13】

	選択項目	回答数	%
①	避難後の経済的・生活保障等の支援	11	21.2
②	避難後の相談先確保等、精神的な支援	11	21.2
③	一時保護の活用	10	19.2
④	民間シェルターの活用	10	19.2
⑤	一時保護所退所後の母子生活支援施設・女性自立支援施設の利用	10	19.2
		52	100.0

<支援>【回答者数：14】

	選択項目	回答数	%
①	DV被害者支援関係機関同士での連携	11	25.6
②	DV相談に対応する支援者の養成・確保	9	20.9
③	加害者と離れることを望まないケースへの対応	8	18.6
④	男性・LGBT等のDV被害者支援	8	18.6
⑤	SNSやインターネットを活用した相談環境の整備	7	16.3
		43	100.0

[加害者対応]【回答者数：13】

	選択項目	回答数	%
①	罰則の強化	8	40.0
②	加害者への支援	7	35.0
③	加害者への対応	5	25.0
		20	100.0

[広報啓発・教育]【回答者数：13】

	選択項目	回答数	%
①	若年層におけるDV予防教育	12	52.2
②	一般県民へのDV・デートDVの理解促進	10	43.5
③	その他(具体的に)	1	4.3
		23	100.0

〔 ・ 中学、高校での予防教育を授業で行うことが必要。 〕

② 民間支援団体を運営していく上で、県に要望したい事項（複数回答可）【回答者数：14】

	選択項目	回答数	%
①	相談窓口の周知徹底	11	23.9
②	官民一体となった支援体制の構築	9	19.6
③	補助金の整備・交付	9	19.6
④	研修回数の増加	5	10.9
⑤	県から民間への業務委託	5	10.9
⑥	連絡会議の回数の増加	3	6.5
⑦	その他(具体的に)	4	8.7
		46	100.0

〔 ・ 市区町村への母子生活支援施設活用についての促進周知。
 ・ 女性相談支援員を県内自治体が配置できるよう、支援してほしい。
 ・ NPO相談員や事務員の給料や福利厚生の充実。今の賃金体系だと、年金受給中の年齢層しか定着しない。
 ・ 街頭での啓発活動。他の課との連携、周知、コラボ企画があると良い。 〕

③ 他の支援団体又は県その他の関係機関と連携したい事項（複数回答可）【回答者数：13】

	選択項目	回答数	%
①	児童虐待分野との連携	9	14.8
②	障害者虐待分野との連携	8	13.1
③	高齢者虐待分野との連携	8	13.1
④	医療機関との連携	8	13.1
⑤	事例検討の場	7	11.5
⑥	民間シェルターへの入居	7	11.5
⑦	広報啓発	6	9.8
⑧	地域別会議の開催	6	9.8
⑨	その他(具体的に)	2	3.3
		61	100.0

- ・ 施設と自治体間での一時保護委託契約の促進。
- ・ 教育機関分野との連携。

3 その他

基本計画の改定・統合についてご意見等がございましたらご回答ください。

【全ての機関・団体がご回答ください(あれば)。】

- ・ 計画の統合という県の方向性に賛同する。やはり、切り離して考えることのできない重複する課題だと考える。統合することで、より明確で実行可能な計画となっていくことを期待する。
- ・ 小学生からなど、更に子ども達への予防教育をしていくよう、推進を図る必要があるのではないか。予防のための人権教育に、更に予算が組まれるよう、教育委員会との連携に今後期待したい。
- ・ DV被害者や困難を抱える女性当事者が計画の改定等に関われるといいと思う。
- ・ DV被害者支援については、今後は男性についての体制もこれまで以上に整備する必要があると感じている。また、DV加害者への支援体制の充実も望まれる。
- ・ ワンストップの支援が行える体制作りを強化してもらいたい。
- ・ 被害者の負担を軽減するために支援を充実させていくことが重要であるとともに、負のスパイラルからの脱却に向けて、加害者への支援も重要であると考え。
- ・ 警察、病院、市役所など、連携が必要。
- ・ 数値目標を入れた計画を導入して、年々状況が改善され、できるだけ多くの女性が支援を受けて回復できる環境を整備して欲しい。
- ・ 様々な法制度を活用し、専門機関と民間団体との連携・協働の支援体制の拡充が重要になる。